

発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail itoshima@shokokai.ne.jp

発行日／平成28年7月27日

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。

平成28年7月施行の中小企業等経営強化法「経営力向上計画」について

中小企業・小規模事業者等は、経営力を向上させるための事業計画（経営力向上計画）を作り、事業所管大臣の認定を受けた場合、その認定事業者は税制や金融面で特例措置を受けることができます。

法の施行7月以降に取得したもので、平成30年度末までに取得した機械装置が対象となります。

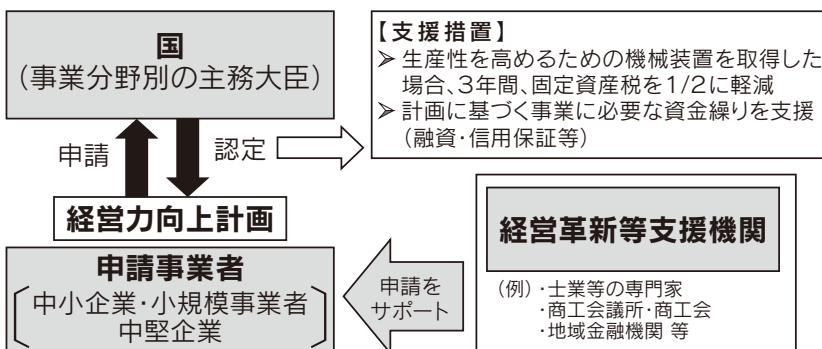
①固定資産税の軽減措置

中小事業者等が取得する新規の機械装置について、生産性が年平均1%以上向上する設備であり、且つ160万円以上であることを満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減できます。

②政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証などの資金調達に関する支援を受けることができます。

手続きについて

- ・経営力向上計画を策定し、申請書2枚を記入する。（※商工会にて計画申請の支援を受けることができます。）
- ・設備メーカーを通じて工業会の証明書等（経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類）を取得する。証明書は申請から発行まで数日～2ヶ月程度かかる場合があるため、工業会等にご確認ください。
- ・事業を所管する大臣に提出し、認定を受ける。
- ・機械装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。



【お問合せ先】 経営力向上計画相談窓口 中小企業庁 事業環境部企画課
TEL03-3501-1957(平日9～12時、13～17時)

平成28年度プレミアム付商品券事業について

当事業につきましては、当初、諸般の事情により見合わせる予定でしたが、多くの消費者の方々よりご要望を頂き、再度検討した結果、下記の通り実施する運びとなりました。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※事業の詳細と加盟店申込みの手続きにつきましては、後日ご案内文書を郵送いたしますので、ご確認ください。

【発行総額】77,000,000円 プレミアム率10%

共通商品券／リフォーム商品券の2種類

【商品券の使用期間】平成28年10月11日(火)～平成29年2月28日(火)(予定)

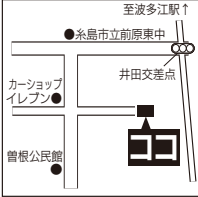
【販売(引換)期間】平成28年10月11日(火)～平成28年10月28日(金)(予定)

【販売方法】ハガキ応募による抽選、当選者に対して商工会本所にて窓口販売(引換)(予定)

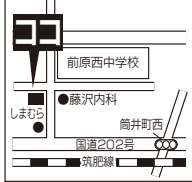
新会員紹介

H28年6月、7月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

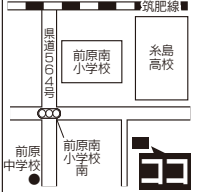
（怡土） 夢工防
 ー建設業（防水・塗装・リフォーム）ー
 糸島市三雲1030
 ☎092-322-2163
 <代表者> 松山 将大



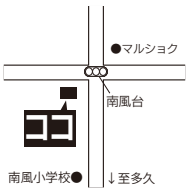
（北部） ケーキショップ T.stern(ティー・シュテルン)
 ー製造・販売業（ケーキ・焼菓子）ー
 糸島市荻浦594-1
 ☎092-324-1612
 <代表者> 田島 稔彦



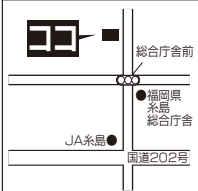
（雷山） yoppy's little HIPHOP(ヨッピーズリトルヒップホップ)
 ーサービス業（ダンススタジオ）ー
 糸島市篠原東1-9-27
 ☎090-5941-6080
 <代表者> 新谷 好美



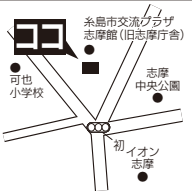
（北部） 中隈 真紀子
 ー小売・サービス業（化粧品販売）ー
 糸島市南風台8-7-3
 ☎092-324-6992
 <代表者> 中隈 真紀子



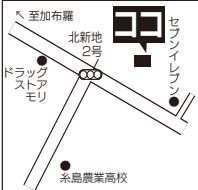
（浦志） ありあり整骨院
 ーサービス業（整骨院）ー
 糸島市前原東3-8-17-201
 ☎092-321-1055
 <代表者> 有田 豊



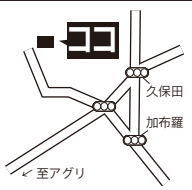
（可也） アプリンク
 ー情報サービス業（iOSアプリ開発）ー
 糸島市志摩初30
 いとしま応援プラザ内
 <代表者> 日高 憲一郎



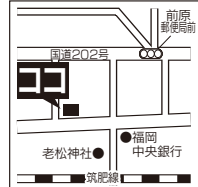
（老松町） 株式会社Seven seas(セブンシーズ)
 ー卸売業（海産物卸売）ー
 糸島市前原北2-2-34
 ☎092-335-1283
 <代表取締役> 岸崎 亜希子



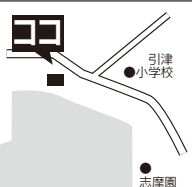
（可也） andee japan(アンディー・ジャパン)
 ー小売業（インターネット通販・サイト運営）ー
 糸島市志摩師吉167-46
 ☎092-334-1035
 <代表者> 高津 竜



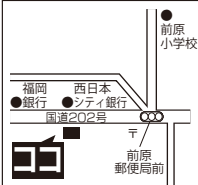
（老松町） 中華こうよう
 ー飲食業（中華料理）ー
 糸島市前原中央2-10-55
 ☎092-324-3033
 <代表者> 畑田 宏一



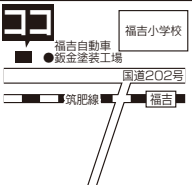
（岐志・新町） 株式会社アクアグローバルフーズ
 ー小売・飲食業（かき養殖販売・海産物輸入販売・かき小屋「豊久丸」）ー
 糸島市志摩新町550-16
 ☎092-332-8244
 <代表取締役> 上野 慎一郎



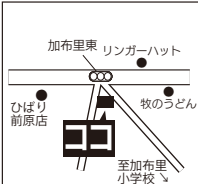
（東町） 日順貿易株式会社 餃子の味楽
 ー飲食業（中華料理）ー
 糸島市前原中央2-10-30
 ☎092-322-6667
 <代表取締役> 周 強



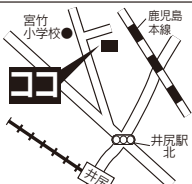
（福吉） 株式会社九州企画
 ー小売・その他（企画・運営）（催事企画・運営・真珠・宝石販売）ー
 糸島市二丈吉井3515-10-704
 ☎092-326-6236
 <代表取締役> 下川 隆之



（加布里） 株式会社タケマン
 ー製造業（業務用メンマ製造、卸し）ー
 糸島市神在1301-7
 ☎092-332-7796
 <代表取締役> 吉野 秋彦



（賛助） 株式会社 and support(アンドサポート)
 ーサービス業（不動産コンサルティング）ー
 福岡市南区井尻2-16-23-401
 ☎090-3171-0403
 <代表取締役> 塚原 晴司



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

糸島市商工会が 経営発達支援計画の認定を受けました！

経営発達支援計画とは、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会及び商工会議所が小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、地域活性化にもつなげる展示会の開催等の面的な取組を促進するための支援計画のうち、小規模事業者の経営の発展に特に資するものについて経済産業大臣が認定するものです。

認定状況は、全国の商工会・商工会議所708件であり、福岡県下では18商工会・2商工会議所です。(平成28年7月現在)

糸島市商工会の事業計画とは？

事業者個々の経営課題に応じた経営力向上のための支援を継続的に実施することにより、地区内小規模事業者の持続的発展を図り、糸島の自然環境や農産物の活用による観光産業を重点的に取組み、地域経済活性化に資することを目標として、下記の事業内容に取組みます。

(実施期間は、平成28年4月1日～平成33年3月31日)

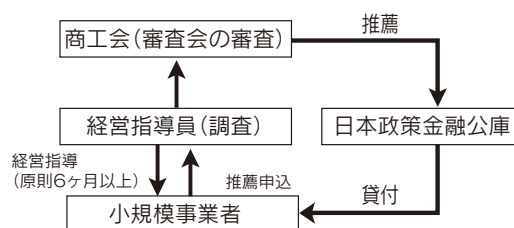
- 地域の経済動向調査の実施
- 経営分析の実施
- 需要動向調査の実施
- 事業計画策定支援の実施
- 事業計画策定後のフォローアップの実施
- 販路開拓支援の実施
- 地域活性化支援の実施

『マル経融資制度』◆無担保・無保証・低金利で融資!まずはお気軽にご相談ください。

- 小規模事業者に対して、経営指導員が6ヶ月以上経営指導を実施することを前提に融資の実行を推薦する、商工会により実施出来る国の融資制度です。
- 商工会の審査会で決定したのち、会長名で日本政策金融公庫に推薦を行います。

《マル経融資制度の仕組み》

融資対象	小規模事業者
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金:7年以内(据置1年以内) 設備資金:10年以内(据置2年以内)
融資利率	年1.30%(平成28年7月13日現在)
連帯保証人及び担保	保証人不要(法人申込の場合、代表者保証も不要)、担保不要



※事業の業種、事業の規模、財務状態によっては対象とならない場合があります。

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年1.90%)(平成28年7月13日現在)で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

【教育ローンコールセンター】0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656



あなたの“未来”応援します！

国の教育ローン

ご融資額 350万円以内(お子さま1人あたり)

【ご相談・お問い合わせは】
教育ローンコールセンター



0570-008656

(または 03-5321-8656)

受付時間 月～金曜日/9:00～21:00 土曜日/9:00～17:00 ※日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)はご利用いただけません。



日本政策金融公庫

詳しくはWebで！

国の教育ローン

検索

ご入学前の
まとまった費用
の準備が可能！

固定金利
長期返済なので
安心！

35年以上の
取扱実績！

商工会のインバウンドマーケティング研究ワークショップ 「インバウンド(訪日観光客)マーケティング講座」のご案内

福岡県商工会連合会では、インバウンド(訪日外国人)をターゲットにした需要の取り込みのための講座を開催します。

本講座参加者のうち、事業化への関心が高い事業者を対象に、ステップアップ講座を開催します。(11月頃予定)インバウンド需要の取り込みに成功している経営者のノウハウを学び、外国人の方々と意見交換を行う予定です。

ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

【開催日程】

8月30日(火) 13:00~16:30 糸島市商工会 本所
9月15日(木) 13:00~16:30 中小企業振興センター3階

【参加費】無料 【締切】8月19日(金)まで

【申込方法】

HPより案内チラシをダウンロードいただき
FAXいただくかお電話、メールでもお申込みいただけます。

【お問合せ先】

福岡県商工会連合会
HP: <http://www2.shokokai.ne.jp/>
TEL: 092-622-7708
FAX: 092-662-7798
e-mail: keiei@shokokai.ne.jp

平成28年1月から各種行政手続きでマイナンバーの記載が開始されています。



今年の年末調整より、従業員や従業員の扶養親族の個人番号が必要となります。従業員が年の中途で退職した場合や短期間のアルバイトを雇用した場合などでは、提出時期にその方から個人番号を取得できないことがありますので、あらかじめ個人番号を取得しておく必要があります。

<ポイント>

従業員を採用する時点で
マイナンバーを必ず
取得しておくこと!



税目	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年 分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告 期(平成29年2月16日から3月15日まで)
贈与税	平成28年1月1日の属する年 分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から 3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始 する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2 月28日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始 する課税期間に係る申告書から	〈個人〉平成28年分の場合⇒平成29年1月 1日から3月31日まで 〈法人〉平成28年12月末決算の場合⇒平成 29年2月28日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続 又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知 った場合⇒平成28年11月1日まで
酒税・ 間接諸税	平成28年1月1日以降の移出 等に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日 から2月29日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭 等の支払等に係る法定調書か ら(※)	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平 成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成 29年1月31日まで (注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したもの」とみなされ る取引に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番 号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した 日以後の最初の金銭等の支払いの時の間に行うことができます。
申請書・ 届出書	平成28年1月1日以降に提出 すべき申告書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

国税庁資料より

企業経営者人権啓発セミナーの開催について

福岡県では経営者の方々が今後の企業づくりや職場づくりを進められるうえでの一助となることを願い、毎年、「企業経営者人権啓発セミナー」を開催しております。企業における人権尊重は、経営者自らが先頭に立って推進する趣旨をご理解いただき是非経営者ご本人様にご参加されますよう宜しくお願い致します。

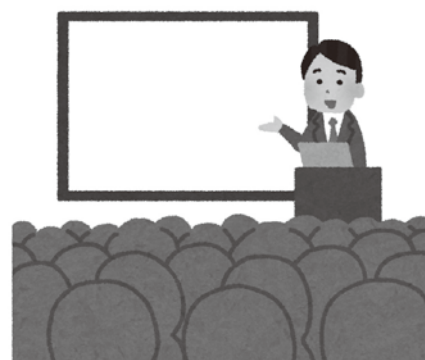
なお、本セミナーは福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目(人権・同和研修)の対象となっており、受講した場合には加点申請することができます。

◆開催日 平成28年8月26日(金) 13時30分

◆開催場所 西鉄グランドホテル「プレジール」 福岡市中央区大名2丁目6-60

◆お申込み 糸島市商工会本所まで

◆締切 平成28年8月1日(月)



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

平成28年度 第3回理事会報告

- ◆開催日時 平成28年6月15日 16時
- ◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案・報告】

・会員加入、脱退等の承認について

会員加入8件、脱退7件、変更11件全て承認。(会員数1,378)

・建設工業部会について

6月30日午後6時から第1回総会を糸島市商工会本所大会議室にて行う旨を報告した。

・糸島市マイホーム取得奨励金に係る糸島市商工会商品券について

糸島市の「マイホーム取得奨励金制度」に係る奨励金は、当会発行の商品券を使用し、市からその交付業務を委託されたことを説明した。市の算定では、3年間の交付金額は5億3千万円である。会員事業者の収益に繋がると予想しており、今後商品券利用者の利便性を高めるためにも商品券取扱加盟店の追加募集案内を行うとした。なお、中古物件取得についても今回の制度は適用される。

・深江公民館解体に伴う二丈支所駐車場について

深江公民館は耐震構造問題から、平成28年11月から平成29年3月末まで解体工事を行う予定である。その間二丈支所の駐車場は向かい「二丈苑」に来客用として4台分を確保し、コミュニティプラザには8時から22時までの間駐車できると述べた。

糸島市商工会商品券の活用について

平成27年1月2日～平成31年3月31日までに糸島市内で新築・中古住宅を取得した人に対し、建物の固定資産税相当額を「糸島市商工会商品券」で3年間交付する「マイホーム取得奨励金事業」におきまして、会員の皆様におかれましては、これを機に商品券の取扱加盟店としてご参加いただき、販路拡大に活用していただければと思います。

※現在加盟されている事業所の方は改めてお申込みをされる必要はありません。

商工会HPで加盟店舗を掲載しておりますので、ご確認ください。

- ①有効期限／6ヶ月間
- ②換金期限／2ヶ月以内
- ③換金窓口／糸島市商工会本所
- ④換金方法／商品券の裏面に会員名と押印
※事前に換金額をご連絡ください。
- ⑤申込方法／「参加申込書」をFAXにてご送付、または商工会窓口にご持参ください。
申込書は本所窓口またはHPに掲載しています。



※プレミアム付商品券ではありません。換金手数料は、無料です。

平成28年4月から 女性創業巡回相談会を 福岡地域で定期的で開催します！

対象：創業を目指す女性、創業して間もない女性

- 女性の中企業診断士が、創業にあたって直面する様々な課題の相談に応じます。
- 「何から準備を始めたらいいかかわからない」「起業できるか不安」など、創業について考え始めたばかりの方もお気軽にご相談ください。



【開催日程】8月25日(木)、11月24日(木)

【開催場所】糸島市商工会 本所

※申し込み方法：HP掲載の申込書にてFAXまたはメールにて振興事務所にお申込みください。

お問い合わせ先

福岡県福岡中小企業振興事務所

TEL:092-622-1040 FAX:092-622-1571

E-mail: fukuoka-sm@pref.fukuoka.lg.jp

6枚つづりチケット

10,500円(税込)

(大会期間中、いつでも1枚で1名様1回入場できます。)

4枚つづりチケット

8,000円(税込)

(大会期間中、いつでも1枚で1名様1回入場できます。)

1DAYチケット

2,500円(税込)

(大会期間中、1日に限り1名様1回入場できます。)

当日券

木・金曜日 3,000円(税込)

土・日曜日 4,000円(税込)

糸島市民
限定

8月15日発行の「広報いとしま」を
ご持参の方は、

2名まで **入場料無料!**

トーナメント・チケットについてのお問合せ

大会事務局 ☎092-752-5713

[平日 10:00~18:00]

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

経営セーフティ共済

検索



掛金は
損金もしくは
必要経費に
算入できます

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を
受け取れます。

現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

小規模企業共済

検索



★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば
課税対象所得400万円の方なら、約11万円の
節税になります。
(左図は確定申告書の記載例)



掛金は
全額所得
控除

制度の運営機関: 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171 (共済相談室) URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

企業及び働く皆様へ~「ゆう活」の推進について

「ゆう活」で夏の生活スタイル変革を!!

政府では、日照時間の長い夏場の機会をとらえて、仕事は早めに切り上げ、夕方には家族と過ごすなど私生活を充実させる国民運動「ゆう活」を推進しています。

労働時間全体を早朝にシフトする「朝型勤務」や、出退勤を労働者が自主管理する「フレックスタイム制」に取り組んでみてはいかがでしょうか。

【お問合せ先】

福岡労働局指導課 (TEL092-411-4894)

ゆうやけ時に

悠々とした時間が生まれる

友人と会える。遊ぶ時間が増える

家族で過ごす優しい時間ができる

新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。

「ゆう活」の「ゆう」には、

そんなさまざまな思いが

込められているのです。

